

懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 事案の概要及び処分理由

歌志内市消防本部で平成19年5月12日夜から翌朝にかけ、非番の職員2人が私用のため、当日勤務の職員に滝川市まで自家用車での送迎を強要し、勤務隊の職員が3度職場離脱をしたことにより、緊急時の出動体制に支障を生じさせた。

この行為により、市民の生命、身体及び財産を守るべき使命をもつ消防の信用を大きく失墜させるとともに、市職員全体に対する市民の信頼を著しく損ねる結果となったことは、地方公務員法第29条第1項に該当すると認められるので、懲戒処分を行ったものであります。

2. 処分対象者及び処分等の内容

所属部局	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部
職名	主幹	主幹	主査	主任
年齢	45歳	56歳	44歳	32歳
処分内容	停職2カ月	停職2カ月	停職10日	減給10分の1 10日
摘要	職場離脱を強要した者	当日の当務隊責任者	職場離脱を強要した者と行動を一にした者	職場離脱した者
処分年月日	平成19年6月19日			